

水上安全条例が改正されました

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例

令和8年4月1日施行

水上安全条例は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等に伴う水難事故を防止し、海域等利用者の生命、身体及び財産の保護を図るための条例です。

県内の水難事故の発生状況が増加傾向にあり、マリンレジャーの活性化やマリンアクティビティの多様化なども踏まえ、更なる水難事故防止対策を図るため、水上安全条例の改正を行いました。

1 届出の一元化

海域レジャー事業の届出方法を見直し、海域レジャー事業を複数営もうとする場合、これらを一括して届出をすることが可能となります。

- 例① 潜水業とスノーケリング業の事業開始の届出を同時に行おうとする場合
1通の海域レジャー事業届出書に関係書類を添付して届出をすることが可能となります。
- 例② 同一事業所のガイドダイバーとスノーケリングガイドに変更があった場合
1通の海域レジャー事業変更届出書にそれぞれのガイド名簿を添付して届出をすることが可能となります。

2 カヌー等提供業及び水上設置遊具運営業の新設

カヌー、カヤック、SUP（スタンドアップパドルボード）等を提供する事業はプレジャーボート提供業から切り離して、「カヌー等提供業」として新設します。

水上設置遊具を運営する事業は「水上設置遊具運営業」として新設します。

条例の施行日以降にカヌー等提供業又は水上設置遊具運営業を始める場合は、事業届出が必要となりますが、条例の施行日前からカヌー等を提供している事業者及び水上設置遊具を運営している事業者については、事業届出等に関して以下の猶予期間があります。

- カヌー等提供業 2年（令和8年4月1日から令和10年3月31日まで）
- 水上設置遊具運営業 6月（令和8年4月1日から令和8年9月30日まで）

3 海水浴場開設者に係る事故防止等の措置の義務化

海水浴場における事故防止等の措置に関し、これまで努力義務として定められた安全に遊泳できる区域の標示や水難救助員の配置などを義務化します。

4 海域レジャー事業に係る事故防止等の措置の強化

利用客に対して救命胴衣等（ライフジャケット又はウエットスーツ）を着用させる措置、船上において利用客の監視、救助等を行う要員の配置に努める措置（令和9年4月1日から）、外国人利用者に対して事故防止等の措置を理解させるよう努める措置等を定めます。

5 罰則の強化

罰則の上限を引き上げた（3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）ほか、酒酔い・酒気帯び操縦の禁止等を定めました。

- 危険操縦の禁止（3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- 酒酔い操縦の禁止（3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金）
- 酒気帯び操縦の禁止（3月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金）

※ 詳しくは、沖縄県警察のホームページをご覧ください。⇒

沖縄県警察

